船橋市教育委員会会議5月定例会会議録

1. 日 時 令和2年5月13日(水)

開 会 午後 3時00分

閉 会 午後 3時56分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教育長 松本文化

委 員 鎌田 元弘

委 員 鳥海 正明

委 員 小島 千鶴

4. 出席職員 教育次長 小 山 泰 生

管理部長 大竹陽一郎

学校教育部長 礒 野 護

生涯学習部長 三澤 史子

生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 竹 中 智 昭

教育総務課長 齋藤 太郎

学務課長 日 高 祐一郎

指導課長 大野 等

総合教育センター所長 小林英俊

社会教育課長 牟 田 重 実

青少年課長 加藤宏之

西図書館長 柴山 和香子

青少年センター所長 入江 浩二

保健体育課主幹兼課長補佐 髙 橋 和 宏

総合教育センター教育支援室長 兼坂 尚貴

5. 議題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

陳情第8号 金杉台中学校の今後について、松本教育長と保護者・地域住民と

の懇談会を求める陳情について

議案第28号 船橋市学区審議会委員の委嘱または任命について

議案第29号 船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

議案第30号 令和2年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい て

議案第31号 令和2年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取につい て

議案第32号 船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議案第33号 船橋市青少年センター運営協議会委員の任命について

議案第34号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

第3 臨時代理報告

報告第2号 船橋市社会教育委員の委嘱について

報告第3号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第4号 令和2年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について

第4 報告事項

- (1) 金杉台中学校の統合に関する検討状況について
- (2) 一宮少年自然の家の指定管理者募集要項(案) について
- (3) その他

6. 議事の内容

【教育長】

それでは、会議に先立ちまして、4月1日付の人事異動により事務局に配属されました職員について、教育総務課長から紹介してください。

【教育総務課長】

それでは、4月1日付で人事異動がありました職員について、ご紹介いたします。 大山泰光教育次長の後任として就任いたしました、小山泰生教育次長でございます。

【教育次長】

よろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

前任は、議会事務局長でございます。

続きまして、筒井道広学校教育部長の後任として就任いたしました礒野護学校教育部 長でございます。

【学校教育部長】

よろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

前任は、学校教育部参事学務課長事務取扱でございます。

続きまして、礒野護学務課長の後任として就任いたしました日高祐一郎学務課長でございます。

【学務課長】

よろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

前職は、学務課主幹学務課長補佐事務取扱でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

【教育長】

よろしくお願いします。

それでは、ただいまから、教育委員会会議5月定例会を開会いたします。

本日の教育委員会会議の開催に当たり、佐藤委員が所用により欠席との連絡がありま したので、ご報告させていただきます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育 長及び在任委員の過半数が出席しておりますので、本日の会議は成立するものといたし ます。

また、本日の会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、会議の途中で出 席者を入れ替えて会議を進行させていただきます。

それでは、はじめに、会議録の承認についてお諮りします。

3月30日に開催しました教育委員会会議3月定例会の会議録をお手元にお配りして ございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入りますが、議案第28号から第29号、議案第32号から第34号、報告第2号から第4号につきましては、船橋教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、議案第30号及び第31号につきましては、同規則第12条第1項第4号に、報告事項(2)につきましては、同規則第12条第1項第5号に該当しますので、併せて非公開としたいと思います。

なお、当該議案につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために会議の出席者を入れ替えることから、同規則第7条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項(1)を陳情第8号の後に、報告第4号については議案第31号の後に繰り上げたいと思います。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、陳情第8号について審議いたしますが、船橋市教育委員会会議規則第27条に、会議において必要があると認めたときは、教育長は請願をした者に対し出席を求め、指定した会議の席でその趣旨を述べさせることができると規定しております。

つきましては、陳情第8号の陳情をした者に対し会議への出席を求めるか、お諮りいたします。

ご意見をお願いいたします。

【鎌田委員】

この件につきましては、これまで事務局から何回も説明を受けてきていることもありまして、陳情者の願意は理解できております。陳情者の出席を求めるには及ばないと思います。

以上です。

【教育長】

ほかに何かご意見ございませんでしょうか。

それでは、陳情をした者に対し会議への出席を求めないこととしてよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

それでは、陳情第8号の審議に入りますが、内容を確認いたしましたところ、私個人に対する陳情ですので、私から意見を述べさせていただきたいと思います。

陳情者は、2月8日の第4回地域説明会でのやり取りを例に挙げ、教育委員会事務局職員から教育委員に伝えられている情報が、教育委員会に都合のよいことだけに偏っているのではないかという危惧が確信に変わったとか、事務局職員が準備した資料だけを読んでも教育委員に住民の主張が正確に伝わったとは考えられないとも述べています。

しかしながら、これまで金杉台中学校の問題につきましては、この定例会の場でも何度も事務局から報告がございました。地域説明会の開催報告では、教育委員会の考え方に対して様々な反対意見が出されたことや、その内容につきましても詳細に報告を受けてきましたので、反対意見の内容がどのようなものであったのか認識しております。そういった意見があることも理解した上で、子どもたちにとって望ましい教育環境という観点から、委員の皆様にはご議論いただき、私の考えも述べさせていただき、教育委員会の総意として、御滝中学校との統合という判断に至ったことを陳情者にはご理解いただきたいと思います。

これからは、教育委員会事務局、学校関係者、保護者の関係者も交えた統合準備会により、統合方針として掲げた事項の具現化や個別具体的な課題の整理、解決をして、円滑な統合ができるように取り組んでいくことが大切であると考えております。

以上でございます。

ほかに何かご意見がございましたら、お願いいたします。

鎌田委員。

【鎌田委員】

金杉台中学校の今後の在り方の検討につきましては、私もこれまで適宜、報告を受けてまいりました。地域説明会の開催結果につきましては、参加者数や、その場で出された意見についても詳しく報告を受けましたので、その内容を理解しております。

3月の臨時会で統合方針を審議した際、私は示された統合方針案について、新たな方向性として一歩踏み出すということで賛同いたしております。地域の声を丁寧に聞きながら検討され、そして、その過程での報告は正しくなされた結果として、統合方針が決定したものと理解しております。円滑な統合に向け、統合準備会等でこれからの統合に大変期待しております。どうぞよろしくお願いします。

最後に質問がございます。一つ確認したいのですけれども、統合方針を保護者に知らせた以降、統合方針について何か問合せ等はありましたでしょうか。お願いします。

【教育総務課長】

ただいまの、統合方針を保護者に知らせた以降、何かお問合せがあったのかというご 質問にお答えいたします。

この統合方針につきましては、3月5日の教育委員会会議臨時会で議決を頂いた後、3月19日に市のホームページに掲載したほか、関係小中学校を通じて保護者メールでお知らせをいたしました。

その後、メールで1件の問合せがございました。内容といたしましては、統合時期の令和5年4月に中学3年生になる、この4月に小学校6年生となったお子様の保護者からで、なぜ令和5年4月が統合時期なのか、転校に伴い制服などを変えなくてはいけないし、受験を控えて成績の引継ぎ等も心配であるといった内容でございました。

この件につきましては、次のような趣旨で回答してございます。まず、統合時期を令和5年4月としたのは、統合先となる御滝中学校の受入れ態勢等の準備については2年程度で可能ではありますが、この統合方針を決定する前から金杉台中学校への入学に向け、制服などの準備を済ませている昨年度の小学6年生、つまりこの4月に金杉台中学校に入学したお子様への教育的配慮として、そのまま卒業を迎えることができるようにしたためであるということをご説明しております。

また、現在の6年生と5年生につきましては、中学校卒業前に統合となるため、今後、統合準備会を設置し、そこで諸課題を整理、検討し、可能な限り解消することで、スムーズな統合を目指していくと考えていること、例えば、統合時に一斉転校とするのか、また制服などの取扱はどうするのかなどについて検討する予定であるので、ご指摘いただいた点についても、今後の検討の際の留意事項とさせていただき、今年の秋までに決定し、お知らせする予定であることを回答させていただきました。

以上でございます。

【教育長】

よろしいですか。

ほかにご意見ございますか。

それでは、これより挙手によって採決したいと思います。挙手されない方は採択する ことに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第8号、金杉台中学校の今後について、松本教育長と保護者・地域住民との懇談会を求める陳情についてを採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【各委員】

(挙手なし)

【教育長】

全会一致により、陳情第8号につきまして、不採択とすることに決しました。 続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)について、教育総務課、報告願います。

【教育総務課長】

それでは、報告事項(1)金杉台中学校の統合に関する検討状況についてご説明いた します。資料は本冊の3ページをご覧ください。

まず、1、統合準備庁内会議の設置についてでございます。このたび統合に向けた進行管理と具体的な諸課題を整理するため、船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備庁内会議を設置することといたしました。この会議は、この後ご説明いたします統合準備会において検討すべき事項の整理、庁内及び各学校などの関係者間での情報共有、連絡調整、必要な予算措置などを行い、両校の統合を円滑に進めることを設置の目的としています。

組織の構成員としては、昨年度、統合方針案決定のために具体的な検討、情報共有の場として組織した統合検討委員会と同様に、教育次長、管理部、学校教育部の各部長及び所属長により構成してまいります。

続きまして、2、統合準備会の設置についてです。統合準備会の設置につきましては、 統合方針に掲げておりますが、名称を船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会と いたします。

設置の目的といたしましては、ただいまご説明いたしました統合準備庁内会議において整理し、要請を受けた諸課題に関し、その解決、対応策を具体的に検討、調整することで、両校の統合を円滑に進めることを目的といたします。

準備会の位置づけといたしましては、意思決定や答申を行うものではなく、具体的事項の検討、調整を行う会議体として位置づけます。

構成員といたしましては、関係校である金杉台中学校、御滝中学校及び金杉台小学校の校長、教務主任及び保護者代表のほか、教育委員会事務局の関係所属長、計19人といたします。

検討事項といたしましては、統合の時期である令和5年度以前に金杉台中学校へ入学する令和3、4年度の入学生徒の御滝中学校への移行方法、制服、体操服などの取扱、 学用品の取扱、学校行事や交流事業を含む教育課程、部活動の調整などが具体的な検討、 調整事項となると想定しております。

なお、会議の開催予定でございますが、今年秋までに3回程度開催し、入学生徒の移 行方法を決定するほか、そのほかの事項についても今年度中に大まかな調整を完了して いけるよう取り組みます。

そのほか、統合準備会では各学校間や学校内で検討、調整された事項についても共有 していきます。これらを含めた統合準備会での検討、調整結果につきましては、統合準 備庁内会議においても共有し、教育委員会として必要な対応を進めていくことといたします。

ご説明は以上です。

【教育長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問があったらお願いします。 よろしいですか。

それでは、続きまして、議案に入ります。

議案第28号について、学務課、説明願います。

議案第28号「船橋市学区審議会委員の委嘱または任命について」は、学務課長から 説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第29号について、総合教育センター、説明願います。

議案第29号「船橋市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について」は、総合教育センター所長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第30号について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

議案第30号、令和2年第2回船橋市定例会の議案に対する意見聴取について、ご説明いたします。別冊1、5ページからになっております。

船橋市一般会計補正予算のICT機器整備費及び学校運営費について説明いたします。 別冊資料の19ページ、20ページの上段3段をご覧ください。

国が示しました、多様な子どもたちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現するギガスクール構想の実現を目指すために、1人1台の端末整備を加速する国の方針を受けまして、令和5年度までに達成を目指していた端末整備を前倒しで実施するものでございます。1台4万5,000円の補助金対象となる全校児童生徒の3分の2に当たる合計3万2,729台の学習端末の整備となります。1か月分のリース料ですが、内訳になります。小学校に1万8,499台、1か月のリース料は1,366万3,000円、中学校1万4,100台、リース代1,960万5,000円、特別支援学校に130台、14万3,000円です。今回の補正で補正総額は3,341万1,000円になります。

以上でございます。

【教育長】

ただいま説明ありましたが、何かご意見、ご質問、ございますでしょうか。

【鎌田委員】

この、リースの契約期間は、どんな感じで進むのでしょうか。

【総合教育センター所長】

リース期間は5年間を予定しております。

【教育長】

ほかに、いかがですか。

【鳥海委員】

額の妥当性はどうなんでしょうか。1台当たりのリース代とかですね。

【総合教育センター所長】

妥当性ということなんですが、リースですので多少は一括よりは割高になるという計算ではあるんですが、長い目で見ますと、徐々に支払われることになりますので、そういったリースの形で端末のほうを整備したいというような考えでございます。

【鳥海委員】

すごい額が延々ということになるはずなんですけれども、使うのが子どもということを第1に考えたときに、リースのいいところというのは、買い取りではないので、何かのトラブル等のときの保守等ですね、それも恐らく契約に入っているかと思うんですね。だから、どの程度までを無償修理とか、こういうことに関しては有償になるよ、それは市が払うよとか、その辺って恐らく、リースの契約書って機械類は結構細かくて、ちょっと額が高くても、その辺のサービスが行き届いているからとか、こういう機械だから絶対止まっちゃいけないとか、何かのときに来て対応してくれるよとか、あるいは、しばらくの間、預けになって、代替機が借りられるよとか、そういうやり方によって、恐らくそれが高いと感じたり、安いと感じたりとか、そういうことになるんだと僕は理解しているので、その辺の、使い手が学童、生徒達なんだということ、教育目的で使うんだということをもう一回整理した上で、いろいろなトラブルがあったときの対処の仕方というもの、それがどういうふうにその契約の中で示されているかということを、いま一度、教育委員会としてはそんなに詳しくない世界かもしれませんけれども、チェックをした上で進めていくということをもう一回、丁寧にやってみてください。

【総合教育センター所長】

今、委員から頂いたことをきちんとして、進めていきたいと思っております。ありが とうございます。

【教育長】

ほかに、よろしいでしょうか。

【鎌田委員】

私、大学なんですが、大学はやはり知らないでは済まされない部分もありまして、大学には幸い、詳しい人もおりますので、詳しい人をできるだけ置いて、しっかり見ているんだぞというような状況を、常に競争原理が働くようなことを作っておくといいかなと思います。参考にしていただければと思います。

【教育長】

よろしいですか、所長のほうは。

では、ほかに。

それでは、議案第30号、令和2年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取 についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第30号につきましては、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第31号について、総合教育センター、説明願います。

【総合教育センター所長】

議案31号についてご説明いたします。別冊のページは21ページからになります。 令和2年第2回船橋定例会の議案に対する意見聴取についてでございます。船橋市一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて、事業名は学校教育費新型コロナウイルス感染症対策についてご説明いたします。資料は35ページ、36ページの下段をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため学校の臨時休業期間が長期化している中で、 子どもたちの学びを止めないように、授業動画の配信や学習ドリルソフト等の整備を行 うとともに、オンライン学習を推進していくことも急務な状況にあります。家庭学習支援のために環境整備として、通信環境が整っていない家庭の児童生徒に、千葉工業大学から寄贈していただいたタブレット端末等を中心に、Wi-Fiルーターを貸与し、支援するものでございます。今現在、中学校3年生を優先的に貸与する方向で進めております。補正額は通信費等を含めて1億1,158万3,000円でございます。

以上、専決処分の説明でございます。

【教育長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

【鎌田委員】

こういう形で、コロナウイルスは大変残念なことなんですけれども、有効に活用して いただけているということを大変うれしく思います。

以上です。

【教育長】

ほかに、いかがですか。

【小島委員】

たしか通信環境が整っているかどうか等のアンケートというのをやったと思うんですけれども、回答率ってどの程度だったのか、教えてもらえますでしょうか。

【総合教育センター所長】

回答率は、未回答部分があったんですけれども、結果としまして、回答していただいて、通信環境が整っていないというような家庭はおよそ4.6%台という内容でございました。ただ、8割、9割ぐらいは答えていただいたんですけれども、未回答部分が多くて、正確な数字はちょっとつかめなかったというところがございます。

以上でございます。

【教育長】

ほかに、いかがですか。

中学3年生を優先して整備していくということになって、貸し出すということです。 それでは、議案第31号、令和2年第2回船橋市議会定例会の議案に対する意見聴取 についてを採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第31号につきましては、原案どおり可決いたしました。 続きまして、報告第4号に入りますので、関係職員以外の方は退席願います。

(関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、報告第4号について、指導課、報告願います。

報告第4号「令和2年度船橋市教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、指導課長から報告があった。

【教育長】

ただいま報告ありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

それでは、続きまして報告事項(3)その他で何か報告したいことがある方は、報告 願います。

ないようですので、続きまして生涯学習部の議案の審議に入りますので、学校教育部 の職員は退席願います。また、係の者は生涯学習部の職員を入れてください。

(学校教育部職員退席)

(係員の指示により生涯学習部職員入場)

【教育長】

それでは、生涯学習部の議案の審議に先立ちまして、4月1日付の人事異動により事務局に配属された職員につきまして、教育総務課長から紹介していただきます。

お願いします。

【教育総務課長】

それでは、4月1日付で人事異動がありました職員についてご紹介いたします。

二野史靖社会教育課長の後任として就任いたしました牟田重実社会教育課長でございます。

【社会教育課長】

前職は、郷土資料館長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育総務課長】

続きまして、大谷泰彦青少年センター所長の後任として就任いたしました、入江浩二 青少年センター所長でございます。前職は、南本町小学校長でございます。

【青少年センター所長】

よろしくお願いします。

【教育総務課長】

続きまして、仲臺幸彦西図書館長の後任として就任いたしました柴山和香子西図書館 長でございます。前職は、西図書館長補佐でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

【教育長】

ありがとうございました。

それでは、議案第32号の審議に入ります。

議案第32号につきまして、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第32号「船橋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課 長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第33号について、青少年センター、説明願います。

議案第33号「船橋市青少年センター運営協議会委員の任命について」は、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、議案第34号について、西図書館、説明願います。

議案第34号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、西図書館長から説明後 審議に入り、全員異議無く原案どおり可決された。

【教育長】

続きまして、臨時代理報告に入ります。

報告第2号について、社会教育課、報告願います。

報告第2号「船橋市社会教育委員の委嘱について」は、社会教育課長から報告があっ

た。

【教育長】

それでは、続きまして、報告第3号について、社会教育課、報告願います。

報告第3号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、社会教育課長から報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(2)について、青少年課、報告願います。

報告事項(2)「一宮少年自然の家の指定管理者募集要項(案)について」は、青少年課長から報告があった。

【教育長】

それでは、続きまして、報告事項(3)その他で、何か報告したいことがある方は報 告願います。

それでは、報告ないようですので、本日予定しておりました議案等の審議を終了いた します。

これで教育委員会会議5月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時56分閉会

令和2年5月13日

記録 平岡 慧